

平成30年度第3回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年8月21日（火）午前9時30分～午前11時00分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 第10・11会議室
- 3 出席者（1）出席委員（農業委員23名中22名：農地利用最適化推進委員5名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男

岡村 公一、池田 和子、中川 晴吉、長尾 進、伊藤 三枝子

（2）欠席委員（1名）
吉富 崇子

（3）事務局
末貞局長・山根参事・岩本副主幹・開地

（4）会議傍聴人
なし
- 4 会議（1）議事録署名委員指名

（2）議案審議

（3）その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

8月1日に新しい農業委員、推進委員での体制でスタートしました。本日は、総会としてお集まりいただきました。従来は、部会制となって農地部会、振興部会と2つの部会がありました。そうした中で、委員さんの全員の出席は年2回か3回程度しかありませんでしたけれども、今期からは毎月総会ということになります。

こういった状況の中で、農地法の審議をしていただきますけど、山口市の各地域の方々の農業者の状況、あるいは農業の実態といろいろな形で目に留まると思っています。そうした中で、この総会で農地三法を審議してだけでなく、いろいろな角度から農業問題を取り上げ、また、お互いに山口市の農業委員として、山口市の農業が少しでも前進するようにこの3年間をがんばってまいりたいと思います。

新しい委員のみなさんは、初めて聞くような農地法上の言葉も出ると思いますが、遠慮はいりませんから御質問、御意見等をしていただいて、少しでも同じレベルでみなさん方と共に農業一環運営を推進して参りたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げ、開会に当たり、挨拶いたします。

これより平成30年度第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、23名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

北部地区の荒瀬 澄枝委員及び徳地地区の上田 正士委員をお願いいたします。

それでは、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。

農地法に係る第1号議案から第15号議案まで、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保下郷、大内矢田北四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北東へ3.5kmに位置する、農用地区域内の農地及び、南東へ530mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、新規参入するものです。

取得後の経営面積は90アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから東へ1.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は176アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから北西へ500mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業により、自宅に近い申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、313アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第4号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南へ1.8～2.1kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業により、利用権を設定し、現在耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、3,129アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し

付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第5号から議案第7号は、関連があるので一緒に説明いたします。

議案第5号、第6号、第7号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから南へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する農業兼会社役員です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、3,046アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第8号、秋穂西です。

申請地は、二島地域交流センターから北東へ1.3kmに位置する農用地区域内の農地及び、南東へ1.4kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、201アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、秋穂西です。

申請地は、二島地域交流センターから東へ800m～1.2kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

利用権を設定し、現在耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、167アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北へ870mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

所有者の申し出に応じ、自宅前の申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、46アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第11号、江崎、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ1.0kmから西へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地、及び公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、791アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

議案第12号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ2.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

自宅近くの申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、68アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第13号、阿東生雲中です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から南西へ3.7kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

事務局

取得後の経営面積は63アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第14号、阿東徳佐下です。

申請地は、JR鍋倉駅から東へ80mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自作地に隣接する申請地を取得し、りんご畑として管理するものです。

取得後の経営面積は188アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第15号、阿東嘉年下です。

申請地は、阿東地域交流センター嘉年分館から南東へ900mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

実家近くの申請地を取得し、野菜を栽培して管理するものです。

取得後の経営面積は54アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員	問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 議案第１号から議案第１５号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。 それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。 【意見なし】
議長	それでは、以上で第３条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第３条に係る審議について、一括で採決を行います。 農地法第３条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました農地法第３条にかかる申請については、全て「許可」といたします。 続きまして、農地法第４条に係る議案についての審議を始めます。農地法第４条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。
事務局	それでは１０ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図２２ページをお開きください。 議案第１６号、元町です。 申請地は、山口市役所から南西へ１．５ｋｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。 申請人は、市内に居住する無職の者です。

申請地周辺は、住環境に恵まれた地域で需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第17号、若宮町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南西へ400mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

申請地に隣接する田を転用し、宅地分譲することに伴い既存の水路の一部がなくなるため、新たに水路を設置しようとするものです。

議案第18号、矢原町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ660mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

近接する事業所からの要望により既存の貸駐車場の拡張をおこない、また、既存貸資材置場の一部を宅地化することに伴い、資材置場面積が不足するため借受会社からの要望を受け拡張するものです。

なお、この事案の転用面積は1,000㎡未満ですが、隣接する非農地の開発と合わせると1,000㎡以上になるため、開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

ただし、事業自体は別計画のためお互いが一体利用地になりません。

議案第19号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

以上の農地法第4条にかかる全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たして

事務局	いるものでございます。 御審議よろしく願いいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
中央地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
議長	事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 議案第１６号から議案第１９号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。 それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。 【意見なし】
議長	それでは、以上で第４条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第４条に係る審議について、一括で採決を行います。農地法第４条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました農地法第４条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、異議なしの回答を持って「許可」といたします。 それでは、農地法第５条に係る議案についての審議を始めます。農地法第５条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。
事務局	それでは、１３ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図 26 ページをお開きください。

議案第 20 号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ 810 m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

駐車場がなく不便なため、申請地を借り受け駐車場として利用するものです。

なお、申請地は、平成 23 年 7 月頃に農地法の許可を得ることなく駐車場として造成されたものですが、北部地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第 21 号、大内矢田南六丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ 1.4 km に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第 22 号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ 720 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

特別養護老人ホーム建設工事に伴い、仮設現場事務所と仮設駐車場として一時的に借り受けるものです。

また一時転用ですので、申請人からは平成 31 年 3 月 31 日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第 23 号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ 1.2 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する作業療法士です。

現在、実家住まいであるが家族が増え手狭なため、申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第 2 4 号、桜畠三丁目です。

申請地は、J R 宮野駅から北西へ 3 2 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

申請地近くに大学があり、重要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第 2 5 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ 1 . 2 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第 2 6 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ 1 . 4 k m に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、福岡県福岡市博多区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第 2 7 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ 1 . 6 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、岡山県岡山市南区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地の中の日照条件の良い箇所に、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第 2 8 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ 1 . 8 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業に参

入するものです。

議案第 29 号、宮野下です。

申請地は、宮野地域交流センターから南へ 620 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、光市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境も良く需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 30 号、宮野下です。

申請地は、宮野地域交流センターから北西へ 310 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する言語聴覚士です。

子供の成長に伴い手狭なため、実家近くの申請地を借り受け自己用住宅を建設するものです。

議案第 31 号、三和町です。

申請地は、JR 湯田温泉駅から北東へ 1.1 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住し、内装業を営む者です。

事業拡大に伴い、現在借りている資材置場が手狭となったため、新たに申請地に倉庫を建設するものです。

議案第 32 号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ 3.4 km に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第 33 号、維新公園六丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南へ 970 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、周南市内に居住する公務員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭であり、また両親の面倒を見

るため、父親名義の申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第34号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から東へ730mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、保育所の経営を行う法人です。

保育事業の拡大のため、申請地を取得して新たに保育園を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第35号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住する無職の者です。

現在、借家住まいですが、申請人自身が介護が必要である身体であることから、家族と同居するため、地縁のある申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第36号、若宮町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南西へ400mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第37号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から南東へ330mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する団体職員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭なため、親の所有する申請地を借り受け自己用住宅を建設するものです。

議案第38号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから南西へ470mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

申請地に隣接する自己所有の住宅に転居するにあたり、駐車場がないため、申請地を取得し駐車場として造成するものです。

議案第39号 名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから北東へ300mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を置く地縁団体です。

自治会館の駐車場が不足しているものと、現在のゴミ集積場が地権者から立退きを迫られているため設置するものです。

議案第40号 秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから西へ1.0kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第41号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北へ180mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車整備販売業を営む法人です。

昨年取得した隣接地において自動車整備販売業を行っており、これから飲食店も開店するため駐車場が必要となったものです。

議案第42号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから南西へ160mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、販売業を営む法人です。

通販事業の拡大に伴い、申請地を取得し、パレットの置場とするものです。

議案第43号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から東へ800mに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

子どもが生まれ手狭になったため、親の土地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第44号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ820mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、佐賀県伊万里市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第45号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、美祢市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第46号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県北九州市小倉南区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第47号、佐山です。

申請地は、JR周防佐山駅から北東へ460mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

受注増により資材置場を探していたが、適当な土地がなく、法人の代表者が所有する土地、及びその隣接地を無償で借り受けるものです。

なお、申請地は、平成20年頃に農地法の許可を得ることなく資材置場と

事務局	して造成されたものですが、川西地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。 議案第４８号、阿東地福上です。 申請地は、阿東地域交流センター地福分館から南西へ６３０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。 申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業に参入するものです。
議長	以上の農地法第５条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第５条第２項第１号の立地基準に適合しており、また、同項第２号、第３号及び第４号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしく願いいたします。 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 ５条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。 それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問

議長

はありませんか。

A 委員

先般、地区内を推進委員さんと回って見たんですが、全部の書類を見させてもらったら、今回、一番気になるのはソーラーなんです。ソーラー発電。これがですね、いろいろ情報なり、アンテナなりですね。私、宮野ですけど、宮野でもすでにソーラーが設置されている所があります。書類上は、転用許可は出ると、先ほど事務局が言われたとおり、書類はちゃんと整って違法性も無し、現場を見てもそういうことに該当しますが、将来どこか不安を抱えているんですよ。

今、ソーラーの売電が国との契約が、20年契約というのを聞いておりますが、僕はソーラーをやっていませんので分かりませんが、ソーラーやっている方がいればご意見いただくといいんですが、だいたい事業される方は、計画上20年で儲かるということで設置されている。その後の契約が、不透明なんですよ。将来、自然エネルギーの政策上、そうした場合に聞いている話では、大手の会社ではなくして個人投資家が都会で貯金をするよりは、現金を持っている分をこういうことにまわしているというアンテナを入れているんですよ。個人投資家が、大手の企業がソーラー発電をすればそれなりの責任能力があると思いますが、個人が、20年なり30年なり更新時期までに期限が来たと、その後の農地の管理が転用しているから別に農業委員会の手が切れるんですよ。

しかし、農業地域の隣接はですね農地はみなあるんですよ。宅地にすれば、宅地業者が用水路とか擁壁なり作って、残された農地の水管理もみやすいんですよ。しかし、ソーラーのところは、現状の農地にソーラー発電を建てているだけなんですよ。しかし、現場を見ると維持管理ですね、これもないがしろになっている事例もある。ただ、僕が一番心配するのが、10年20年後、すべて山口が全部、宅地造成になったり、企業が入ったりすればいいけど、それなりの農地は残ると思うんですよ。そのまへりに荒れた農地が残りはせんかというのを一番危惧しているんですが、事務局の方で、将来はどうか、転用はいいんですけど、将来ソーラーを建てたのがどうなのかというのが一番危惧しているのですが、事務局の方で意見なりですね、何か考えをお持ちだったら説明をしてもらいたいのですが。

事務局

事務局の方からお答えしたいと思います。この場では、農地転用を許可するかしないかを審議していただくことになります。それから10年20年先ということであれば、10年20年先の責任をこの場で負っていただくこともございません。それは、あくまでも地主さんなり、周りの地権者との関係

事務局	であると考えておりますので、この会議が全て10年20年30年と将来に渡って責任を持つものではありません。ということだけは最初にお話したいと思います。 それからそういった中で、ソーラーが次々に出来ている。いろいろな形で周辺の草刈をしなかったりすることで問題になっていることは、事務局で承知しております。 事務局としては、出来ることについては、これは少し地区協議会でも説明はしましたが、施工者、いわゆる事業主さんの方に地元との協定なり、書き物で草刈等のお話をしておく、これは、事業者さんの方に声かけはしますが強制ではありません。隣接の方についても皆さんの方から声かけが出来ればお願いしますということで、注意喚起はしている所ではあります。それに関して、どこまで出来るか出来ないかは、当事者間の話にはなろうかと思いますが、最初の注意喚起までは出来たとしても、それ以上の責任は、みなさんも事務局も負いかねるというのが太陽光発電の現状でございます。
議長	A委員さんよろしいでしょうか。
A委員	はい。
議長	他に意見はありませんか
	【意見なし】
議長	それでは、以上で第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第5条に係る審議について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、異議なしの回答を持って「許可」といたします。 次に、事業計画変更承認申請についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。
議長	

事務局

それでは、31ページをご覧ください。
合わせて参考位置図55ページをお開きください。

議案第49号、維新公園五丁目、事業計画変更です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南へ720mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する医師です。

平成22年8月27日付けで、貸駐車場を目的とした農地法第5条の許可を受け、隣接する病院用の駐車場として整備する予定であったが、他に病院が開院するなど患者が減少したため一部施工後、計画を中断していたものです。この度、老後の世話を受けるため別居中の娘と同居するための自己用住宅を建設する計画を立て、適地を選定したところ、申請地以外の適地がなかったため、事業目的を見直すものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法において、立地基準に適合しており、また、一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題がないため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

事業計画変更に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

B委員

質問よろしいでしょうか。

議長	はい、B委員さん
B委員	平成22年に許可を受けていらっしゃって、今日まで田んぼのままでおい てあったのでしょうか。
事務局	この申請地につきましては、一部だけ駐車場にされていたんですけど も、後は農地のまま残っていました。
B委員	許可を受けられた後、何年かの間にしなくてはいけないということで、一 部を駐車場にしてあったからそれはOKという状況だったのでしょうか。
事務局	進捗状況の報告書、完了の報告書とか提出されるのですが、その報告書に ついては、進捗状況をきちんと出されていたので、後は遅れているというこ とでしたが、その辺の管理も事務局が出来ていなかったのかもしれないで す。
B委員	こういったこともあるんですね。
議長	他には意見はありませんか。
	【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。 事業計画変更につきまして、承認とすることに賛成の農業委員の挙手を求 めます。
	【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議いたしました、事業計画変更について承認とし ます。 次に、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局か ら説明をお願いします。
事務局	それでは、32ページをご覧ください。 合わせて参考位置図56ページをお開きください。

事務局	議案第50号、平井、納税猶予適格者証明です。 申請地は、平川地域交流センターから北東へ約1kmに位置する用途地域内にある第3種農地です。 申請人は、市内に居住する農業を営むものです。 母の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。 相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。 御審議よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました納税猶予適格者証明につきまして、各農業委員又は、推進委員から意見等があればお願いします。
C委員	●●さんというのは、今、現状が農業をされている、農地があるということですか。
事務局	●●さんのお子さんのところですけど、この農地だけではなく別に農地をお持ちです。今回、申請としてあがってきたのは、お母様の名義の農地の納税猶予という形での申請でございます。経営面積は別立てであるということでございます。
C委員	分かりました。
議長	他には意見はありませんか。 【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。 納税猶予適格者証明につきまして、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

議長	次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。
事務局	それでは、３３ページをご覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。 議案第５１号です。 地区協議会において、協議していただいたとおりで、 合計１４筆１０，２９５㎡でございます。 計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。
議長	只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。 【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。 次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。
事務局	それでは、３４ページをご覧ください。 農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。 議案第５２号です。 地区協議会において協議していただいたとおりで、 合計９筆、６，４０１㎡でございます。

事務局	計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。 御審議よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。 【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。 次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひします
事務局	それでは、35ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図57ページをお開きください。 議案第53号、下小鯖です。 登記地目が田の土地1筆、1,014㎡については、平成7年以前から山林の状態で現在に至るものです。 荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。 議案第54号、宮野下です。 登記地目が田の土地2筆、合計35.72㎡については、平成5年頃、隣接地の住宅への道路及び水路として整備され現在に至るものです。 昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。 議案第55号、宮野下です。

事務局

登記地目が田の土地２筆、合計１０．３２㎡については、昭和５５年頃から隣接地に居住するものが、所有者の許可を得て、宅地の一部として一体利用し現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第５６号、阿東嘉年下です。

登記地目が畑の土地１筆、２０８㎡については、昭和５１年以前から山際で笹や竹が生え荒廃し現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第５３号から議案第５６号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第１号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。

７月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第２号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

事務局

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、平成３０年度第３回山口市農業委員会総会議事録である。

平成３０年８月２１日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 荒瀬 澄枝

署名委員 上田 正士

記 録 者 開地 剛